

和指第1130号  
令和2年3月4日  
(2020年)

各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所  
開設者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の  
外部評価の実施回数緩和要件としての運営推進会議の取り扱いについて（通知）

平素より、和歌山市介護保険事業に対しご理解ご協力を賜りありがとうございます。

今般、指定地域密着型（介護予防）サービス事業における運営推進会議等の開催について、  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、厚生労働省Q&Aが別添のとおり示  
されたことを踏まえ、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局介護サービス指導室より、指定  
（介護予防）認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数緩和要件としての運営推進会  
議の開催実績についても、次に記載する臨時的な取り扱いにより、運営推進会議を実施した  
場合は、当該会議を開催したものとして取り扱って差し支えないものとの連絡がありました  
ので、各事業所におかれましてはご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人の有する事業所へ遺漏  
なきようご周知ください。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各事業所において運営推進会  
議等の開催が困難と判断された場合、運営推進会議等の構成員に対して、文書により活  
動状況の情報提供・報告等を実施することにより、運営推進会議等を開催したものとし  
ますこととする。その場合、各事業者は各構成員に対して送付した文書の写しを保管す  
ることとする。

2 各事業所から文書による活動状況の報告等に対して、各構成員から評価、要望、助  
言等を確認する必要がある場合は、文書により回答を求めることとし、当該回答文書  
を各事業所で保管することとする。

\*裏面もご確認願います。

【参考】和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱（一部抜粋）

（自己評価及び外部評価の頻度）

第3条 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価を実施し、外部評価を受けるものとする。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たすものについては、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合において、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなす。

（1）自己評価及び外部評価結果(別記第1様式)及び目標達成計画(別記第2号様式)

（平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱の一部を改正する要綱（平成22年1月20日制定）による改正前の和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱（以下「旧要綱」という。）別記第6号様式）を市町村に提出していること。

（2）運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

（3）運営推進会議に事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

（4）自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4及び6（平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、旧要綱別表のうち外部評価項目の3、5、6及び8）の実践状況（外部評価）が適切であること。

和歌山市 健康局  
保険医療部 指導監査課  
介護事業所指定班  
電話 073-435-1319  
FAX 073-435-1320

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて

（第3報）

計4枚（本紙を除く）

Vol.773

令和2年2月28日

厚生労働省老健局

認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3975、3971、3979、3949）

FAX：03-3595-4010

事務連絡  
令和2年2月28日

都道府県  
指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等  
の臨時的な取扱いについて（第3報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下「第2報」という。）で告示しているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校等になることにより、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いは可能か。

(答)  
可能である。

問2 第2報の別紙1で示された取扱いは、介護予防通所リハビリテーションにおいて、サービス提供を行う場合も対象となるのか。

(答)  
対象となる。

問3 第2報で示された取扱いは、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いとして示されたが、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから介護サービス事業所等が自主的に休業した場合も、同様の取扱いが可能か。

(答)  
可能である。

問4 介護予防通所リハビリテーション事業所が途中で休業し、その後介護予防通所リハビリテーションのサービス提供が中断された場合の算定はどうするか。

(答)  
介護予防通所リハビリテーションの月額報酬を日割りで、計算して算定する。

問5 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、新規に異なる介護予防訪問リハビリテーション事業所が、サービス提供を行った場合の算定はどうなるのか。

(答)  
介護予防訪問リハビリテーションの基本サービス費を算定する。

問6 介護予防通所リハビリテーション事業所が休業を行ったときの代替サービスとして、既に計画上サービス提供を行うこととされていた介護予防訪問リハビリテーション事業所が、当初計画されていたサービスに上乘せしてサービス提供した場合の算定はどうなるのか。

(答)  
代替サービス分を別途、介護予防訪問リハビリテーションとして算定可能である。

問7 認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定される(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の管理者、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者・管理者・介護支援専門員並びに(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の代表者・管理者・計画作成担当者が修了することを義務づけられている各種研修の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、延期する措置を行ってもよいか。  
また、この場合、受講できなかったことにより、新たに指定を受け事業所を開設する場合を除き、人員基準違反・欠削減算としない取扱いとして差し支えないか。

(答)  
費見のとおり。なお、新たに指定を受け開設する事業所については、利用者への影響等を勘案し、必要に応じて、特定の者を対象に研修を実施するなど代替措置等を検討いただきたい。  
なお、原則として、延期後直近に開催される研修を受講する必要がある。

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)  
運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。  
なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答)  
感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。  
なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

問 10 小規模多機能型居宅介護等の外部評価について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その実施を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。  
また、認知症対応型共同生活介護の外部評価について、運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していることが実施回数、緩和要件となっているが、運営推進会議を開催出来なかった場合、緩和要件を満たしていないことになるか。

(答)

外部評価の実施については、感染拡大防止の観点から、文書による実施、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。  
また、認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施回数の緩和については、上記運営推進会議の開催のとおり柔軟に取り扱った内容やこれまでの外部評価の実施状況等も踏まえ、都道府県において、適切に判断されたい。

問 11 (看護) 小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への対策を行ったため、サービスマン提供が過少(登録者1人当たり平均回数が週4回に満たない場合)となった場合、減算を行わなければならないのか。

(答)

以下の場合には減算しないこととして差し支えない。  
・ 職員が発熱等により出勤を控えたことにより、サービスマン提供体制が整わず、その結果としてサービスマン提供が過少となった場合。  
・ 都道府県等の休業要請により通いサービスマン・宿泊サービスマンを休業した結果、過少サービスマンとなった場合。  
なお、通いサービスマン・宿泊サービスマンを休業した場合であっても、在宅高齢者の介護サービスマンを確保するため、個別サービスマン計画の内容を踏まえた上で、できる限り訪問サービスマンを提供されたい。

【お問い合わせ】  
TEL: 03-5253-1111 (代表)  
・ 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護等について  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 (内線3975、3973)  
・ 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護等について  
厚生労働省老健局高齢者支援課 (内線3929、3971)  
・ 訪問介護、通所介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等について  
厚生労働省老健局振興課 (内線3937、3979)  
・ 介護老人保健施設、介護医療院、介護予防通所リハビリ等について  
厚生労働省老健局老人保健課 (内線3948、3949)